

11月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和6年11月21日（木）		
開催日時	午後3時30分		
開催場所	別館3階大会議室		
出席委員	教 育 長 江嶋 久典 委 員 古田 嘉寿美 委 員 荒川 富士子	職務代理者 木下 靖郎 委 員 佐々木 美德 委 員 山崎 清男	
出席参与	教 育 次 長 瀬口 英隆 学 校 教 育 課 長 阿部 一徳 博 物 館 長 長澤 正之 文化財保護課長 片桐 由美 スポーツ振興課長 古城 智浩 学 校 給 食 課 長 本川 明	教 育 総 務 課 長 伊藤 恭子 社 会 教 育 課 長 信岡 謙介 淡 窓 図 書 館 長 川邊 好美 咸宜園教育研究センター長兼世界遺産推進室長 吉田 博嗣	
書 記	教育総務課 総務企画係 主幹（総括） 渡辺 寛幸		
附 議 議 案	議案第52号 日田市スポーツ施設の指定管理者の指定について 議案第53号 日田市B & G海洋センターの指定管理者の指定について 議案第54号 日田市鯛生スポーツセンターの指定管理者の指定について 議案第55号 令和6年度日田市一般会計補正予算教育費について 議案第56号 日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱について 議案第57号 日田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第58号 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について 協議事項1 教育長職務代理者の指名について 協議事項2 日田市総合計画審議会委員の推薦について 報告第21号 令和6年10月期寄附採納について		

教 育 長	ただいまから１１月定例教育委員会を開催いたします。 初めに１０月定例教育委員会の議事録の確認でございますが、変更はありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり） ご了解いただきましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。 続きまして、教育長の一般報告につきましては、お手元に配布しております資料により報告とさせていただきます。 それでは、早速議事に入りたいと思います。 議案第５２号、第５３号、第５４号について一括して説明をお願いいたします。
スポーツ振興課長	議案第５２号 日田市スポーツ施設の指定管理者の指定、議案第５３号 日田市Ｂ＆Ｇ海洋センターの指定管理者の指定、議案第５４号 日田市鯛生スポーツセンターの指定管理者の指定につきまして、一括して説明いたします。 議案集は１ページから８ページにかけて記載をしております。資料の５ページをお願いいたします。 日田市が所有しておりますスポーツ施設の管理を行わせる指定管理者の指定に関しまして、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める必要がありますことから、日田市教育委員会事務委任規則第２条第１１号の規定に基づき申し出るものでございます。 今回、指定管理者の指定をしようとする施設は、資料１ページから２ページの議案第５２号に記載の２１施設、資料３ページの議案第５３号に記載の３施設、そして資料４ページの議案第５４号に記載の１施設、合わせて２５施設でございます。 それでは資料５ページの３をお願いいたします。 全２５施設のうち、議案第５２号の２１施設及び議案第５３号の３施設のうち中津江を除く２施設を合わせました２３施設の指定管理者につきましては、公募を行いました結果、一般財団法人日田市市民サービス公社のみから応募がございました。 この２３施設につきましては、旧日田市内の１５施設を日田市スポーツ施設Ａ群、天瀬町の６施設に天瀬と大山のＢ＆Ｇ海洋センター２施設を加えました８施設を日田市スポーツ施設Ｂ群としておりまして、日田市教育委員会指定管理者選定委員会の審査におけるそれぞれの判定評価点は、Ａ群が１,３５０点中の９９９点、６ページに記載しておりますＢ群につきましては１,３５０点中９８２点でございました。 候補者の選定につきましては、日田市教育委員会指定管理者選

教 育 長	定委員会により、資料７ページの(4)に記載の選定経過を経まして厳正な審査を行っていただきました結果、一般財団法人日田市市民サービス公社を候補者として選定していただき、指定管理者の指定をしようとするものでございます。 選定の理由につきましては、資料６ページの３に記載をしております、日田市教育委員会指定管理者選定委員会による審査の結果、日田市スポーツ施設の設置目的を理解し、堅実な事業経営とその経験を踏まえた事業内容等を提案していること、管理運営体制におきましても多様化、高度化する利用者ニーズへの対応や施設の安心・安全利用のために、職員に対して資格取得や各種講習会の参加を推進していること、更にこれまでの経験を十分生かしながら、地域に根づいた活動で設置目的をより効果的、効率的に達成させ、市民サービスの質の向上及び安定した運営が可能であると総合的に判断をしていただき、選定をしていただいたものでございます。 続きまして、資料７ページの４をお願いいたします。 議案第５３号の１施設と議案第５４号の１施設、共に中津江村に存在します、合わせて２施設の指定管理者につきましては、日田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第３条の２第１項の規定によりまして、一般財団法人中津江村地球財団を候補者として指定管理者の指定をしようとするものでございます。 資料８ページの(2)の⑤及び(3)の⑤に非公募の理由を記載しております、中津江村地球財団は、地域振興及び地域雇用の確保を前提として、日田市鯛生スポーツセンターと日田市鯛生金山観光施設等を運営するために設立された法人であり、これまでの施設管理の経験及び実績から今後においても適切な管理が見込めること、加えて、Ｂ＆Ｇ中津江海洋センターは鯛生スポーツセンターに隣接しております、類似機能を有する当該施設を含めた一体的な管理を行うことで市民の利便性及び効率的な管理運営を期待できる。以上のことから、非公募としております。 いずれの施設も再指定となっております、指定の期間は令和７年度から令和１１年度までの５年間でございます。 また、指定管理料につきましては、１２月補正予算で債務負担行為の設定をお願いするものでございます。 私から以上でございます。 第５２号、第５３号、第５４号につきましては、施設の指定管理者の指定に関することありますので、一括して説明をいたし
--------------	---

山 崎 委 員	ました。まとめてご質疑等ございませんでしょうか。
スポーツ振興課長	指定管理者申請団体で判定評価点というものがありますね。評価をするための項目は何個くらいあるのでしょうか。 評価につきましては、大きく選定基準が9項目ございます。 基本方針、施設の維持管理、施設の利用促進、管理運営体制、これまでの実績、スケジュール、収支計画、提案価格、それから全体的な評価の9項目ございまして、その中に細かな評価基準が設定されております。
教 育 長	そのほかございますか。 それでは、議決につきましてはそれぞれの議案ごとに行いたいと思います。 まず、議案第52号につきまして原案の通り可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、議案第52号 日田市スポーツ施設の指定管理者の指定については、原案の通り可決されました。 次に、議案第53号につきまして原案の通り可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、議案第53号 日田市B＆G海洋センターの指定管理者の指定については、原案の通り可決されました。 次に、議案第54号につきまして原案の通り可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、議案第54号 日田市鯛生スポーツセンターの指定管理者の指定については、原案の通り可決されました。 続きまして、議案第55号について関係各課からお願いいたします。
教 育 総 務 課 長	議案集の9ページをお願いいたします。 議案第55号 令和6年度日田市一般会計補正予算教育費についてでございます。 詳細の内容につきましては、別冊Ⅰの資料によりご説明をさせていただきますので、お手元にご準備をお願いいたします。右肩に別冊Ⅰと書かれた資料でございます。 今回の補正につきましては、9月補正後の教育費予算総額40億8,919万7,000円に804万8,000円を追加し、補正後の総額を40億9,724万5,000円とするものでございます。

学 校 教 育 課 長	事業ごとの補正予算の概要につきましては、この後各担当課からご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。 別冊ⅠのⅠページをお願いいたします。 No.1 小学校総合的学習の時間推進事業でございます。本事業は総合的な学習の時間を充実させるため、体験活動や地域の人々の参加による学習等、多様な学習の推進を図るものです。 今回の補正では、学校の状況に応じて予算をより有効に執行するため、各校の予算の範囲内において、費目の組替補正をお願いするものでございます。 組替の主な要因としましては、当初予定していた活動の変更による講師の謝礼やバス借上料等の減額、校内での活動の増加に伴う消耗品費等の増額によるものでございます。 財源につきましては、すべて一般財源となっております。 No.2 中学校総合的学習の時間推進事業でございます。 先ほどご説明申し上げた総合的な学習の時間の中学校の事業でございます。小学校と同様の理由で、費目間の組替補正をお願いするものでございます。 組替の主な要因としましては、小学校同様、当初予定していた活動の変更による講師謝礼、バス借上料等の減額、校内での活動の増加に伴う消耗品費等の増額によるものでございます。 財源につきましては、すべて一般財源でございます。 2ページをお願いいたします。 No.3 中学校教材設備費でございます。 本事業は、中学校において学校図書の充実や子どもたちの学習理解を助ける教材の整備を行い、良好な教育環境の整備を図るものでございます。 今回の補正では、学校予算をより有効に執行するため、各校の予算範囲内において、費目間の組替補正をお願いするものでございます。 組替の主な要因としましては、入札結果による備品購入費の減額と体育消耗品費等の不足による消耗品費の増額によるものです。 財源につきましては、すべて一般財源でございます。 No.4 中学校部活動推進事業でございます。 本事業は、部活動指導員の配置を行い、中学校における部活動指導体制の充実及び部活動の質的向上とあわせて、教員の働き方改革を図るものです。また、休日部活動の地域移行に向けた日田市立中学校部活動検討委員会で協議を行うものとなっております。
--------------------	--

学 校 給 食 課 長	す。 今回の補正予算では、休日部活動の地域移行に向けた試験的な実施を行うための指導者の謝礼及び旅費、参加生徒及び指導者の保険料を合わせた１８万１,０００円の増額補正をお願いするものでございます。 試験的な実施の内容及び目的は、柔道部をモデルとして、月に１回合同部活動形式を実施する際の必要な指導者数、そのための費用、課題等について検証するとともに、教職員が指導に従事しない体制づくりの推進を行うことを目的としております。 財源につきましては、一般財源が６万６,０００円、県の補助金が１１万５,０００円でございます。 学校教育課からは以上です。 続きまして、３ページをお願いいたします。No.5 学校給食センター管理費についてご説明させていただきます。 本事業は、児童生徒に安全で栄養バランスのとれた給食を提供し、健康の増進と体力の向上を図るため、日田市学校給食センターの維持管理に関する経費を計上しているものでございます。 補正概要としましては、昨年度まで週３回であった米飯が、１学期は週５日、パン給食が再開した２学期からは週４日となりました。給食センターでは熱源がボイラーであり、ボイラーに使用する灯油の使用量が増加したこと、炊飯回数の増等によるガス使用量の増加、更に洗浄等に係る水道使用量の増加に伴い、燃料費及び光熱水費のほか、下水道使用料に不足が見込まれることから増額補正をお願いするものでございます。 燃料費に４４０万６,０００円、光熱水費に１６８万８,０００円、下水道使用料に１７７万３,０００円、総額として７８６万７,０００円を増額するものでございます。 財源内訳につきましては、すべて一般財源でございます。 次に４ページをお願いいたします。債務負担行為の限度額の設定についてご説明させていただきます。 表の最下段の学校給食センター調理配送業務委託料についてでございます。学校給食センター調理配送業務委託料につきましては、先般、最終候補者を決定いたしました。 これに伴いまして、令和７年度から１１年度までの業務委託について債務負担行為を設定し、１２月補正としてお願いするものでございます。 最終候補者決定までの流れにつきましては、資料５ページをお願いいたします。
--------------------	---

スポーツ振興課長	今回実施しました令和７年度から令和１１年度までの公募型プロポーザル方式による業者委託の選定にあたりましては、「１．目的」に記載していますとおり、学校給食の意義を理解し、より安全・安心でおいしい給食の提供と食物アレルギー対応を行い、学校給食の質を維持できる優れた調理技術と衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定することを目的として行いました。 実施する施設及び委託期間につきましては、「２．委託概要・委託候補者の選定経過」に記載していますとおり、日田市学校給食センターの業務で、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まででございます。 ８月１日より公告及びホームページの掲載による公募を開始しまして、１０月１日に第二次審査のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、終了後に選定委員会を開催し、最終候補者の決定を行ったところでございます。 ６ページをお願いいたします。「４．審査方法及び選定結果」でございます。 審査は、第一次審査としまして、資格審査と書類審査を行いました。それから第二次審査として、業者によるプレゼンテーションに基づく提案審査を行い、学校給食に対する基本的な考え方、安全衛生管理体制、食物アレルギー対応などの提案内容について審査を行ったところでございます。 その結果、受託実績も十分にあり、机上の理論だけでなく実際の現場を知っていること、市の学校給食の考え方や特徴をしっかりと理解していること等から、委託候補者を決定したところでございます。 最終候補者につきましては、ハーベストネクスト株式会社でございます。本社は、神奈川県横浜市です。当候補者は、日田市学校給食センターの学校給食調理等業務の受託実績があるとともに、九州管内では長崎県諫早市、宮崎県都城市、全国では愛知県豊橋市、京都府亀岡市等の受託実績があり、また、アレルギー対応を行う等、全国各地での受託実績も十分ある事業者でございます。 評価点としましては、選定委員１０名の合計で１,３００満点のうち１,０２５点という結果でございました。令和７年１月に仮契約を行うこととしております。 私からは以上でございます。 資料４ページにお戻りください。
-----------------	---

教 育 長	先ほど議案第５２、５３、５４号で説明いたしました指定管理者の指定に伴います予算措置といたしまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。 総合体育館外１４スポーツ施設、Ｂ＆Ｇ天瀬海洋センター外７施設、それからＢ＆Ｇ中津江海洋センターの管理委託料についてをお願いするものでございます。 私からは以上でございます。
佐 々 木 委 員	それでは議案第５５号につきまして、一括してご質疑等がございませんでしょうか。 No.４の中学校部活動推進事業ですけれども、今日の新聞に玖珠町が部活動の地域移行をするという話がドーンと出ていました。学校の部活動はやめて全部地域クラブに移行するという、多分１つの中学校なので移行しやすいところがあると思うのですけれども、今の日田市の現状というか、進捗状況をお聞かせ願えればと思います。
学 校 教 育 課 長	中学校部活動の地域移行についてでございますが、令和８年度からは地域クラブ化をしていきたいというのが県の方針でございます。 日田市としても県の方針を踏まえて、令和８年度中に地域クラブへの移行を目指していくという方針は持っているところであります。ただ、委員がおっしゃるように、玖珠町は１校の中学校、日田市の場合は１２校あって学校間の距離もかなり離れている。それから生徒数も多いところと少ないところでは５００名以上の差がある。 そして、そこで行われている部活動の数も全く違うという中学校が混在している状況でありますので、日田市としても目標はありますけれども、生徒や保護者、地域が混乱を来たすことがないような、日田市の実態に合った移行を進めていかなければいけないと考えています。 状況としましては、これまで部活動検討委員会を５回実施し、児童生徒、教職員、保護者のアンケートを取ってニーズの把握等を行ったところでございます。 今後、先ほどご説明申し上げた補正でお願いしましたように、中学校が合同で活動することで指導者の数を少しでも確保できないか、少ない数でも活動が継続できないかなどの課題を検証していきながら、少しずつ進めていきたいと考えているところです。

	現状としては、今年度に試験的な実施を行い、来年度はその試験的な実施を少し拡充して行っていきたいと考えているところです。
古 田 委 員	学校給食業務の候補者選定ですけど、委託候補者のハーベストネクスト株式会社は、今回初めて日田市が契約するところなのでしょうか。
学 校 給 食 課 長	現在、市の給食センターの調理をやっていただいている会社で、来年度以降５年間も引き続きやっていただけるという形で、今回候補者として最終決定をしたということになります。
教 育 長	そのほかいかがでしょうか。 それでは、議案第５５号につきましては、原案の通り可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） 議案第５５号 令和６年度日田市一般会計補正予算教育費については、原案の通り可決されました。 次に、議案第５６号についてお願いします。
教 育 総 務 課 長	議案集１０ページをお願いいたします。 議案第５６号 日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱についてでございます。 本案は、委員の異動が生じたため、日田市奨学資金に関する条例施行規則第２条の規定に基づき、山崎教育委員を後任の委員として委嘱するものでございます。 任期につきましては、日田市奨学資金に関する条例施行規則第４条の規定に基づき、前任者の残任期間となりますことから、令和６年１１月１５日から令和７年３月３１日まででございます。 １１ページには根拠となります例規の抜粋を記載しております。また、１２ページには選任前の委員の名簿を掲載させていただいております。 議案第５６号につきましては以上でございます。
教 育 長	ただいま説明がありました議案第５６号につきまして、ご質疑等ございますでしょうか。 それでは、議案第５６号につきまして原案の通り可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） 議案第５６号 日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱については、原案の通り可決されました。

スポーツ振興課長	次に、議案第５７号についてお願いします。 議案第５７号 日田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。 議案集は１３ページから１７ページでございます。 概要に沿って説明をいたしますので、１６ページをお願いいたします。 施設をＷｅｂ上で予約する施設予約システムの導入に伴いまして、使用料の後納に関する規定を追加するなど、所要の措置を講ずるものでございます。 施設予約システムの導入につきましては、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画におきまして、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続が指定されております。その中に文化、スポーツ施設等の利用予約が含まれております。 また、大分県でも令和７年度までに施設予約システムの運用開始を目指すこととしております。 これらのことから、市においても利用者の利便性の向上に向け、施設予約システムの令和７年１月導入を行うものでございます。 本条例では、使用料の納入については第１１条第２項におきまして、利用許可を受ける際に納めなければならないと規定されております。 現状では窓口の申請手続と同時に納付をしていただいておりますが、施設予約システムの導入に伴い、利用者がオンライン予約申請を行った場合、施設管理者が審査し、利用承認、許可を行った後に利用者は使用料を納入することとなりますため、施設予約システムを利用する場合に対応した使用料の後納に関する規定を追加するものでございます。 また、使用料の後納に関する規定の追加に伴い、指定管理者に管理を行わせる場合の準用規定の整理を行うものでございます。 今後のスケジュールにつきましては、令和７年１月から直営３施設、これは資料１７ページの５番に記載しております一番下段の上津江体育館、大山体育館、大山武道場でございます。 直営３施設の運用を始めまして、４月以降に残る指定管理施設での運用も開始する予定としております。 今回、施設予約システムを導入予定の施設のうち、Ｂ＆Ｇ中津江海洋センター、Ｂ＆Ｇ天瀬海洋センター、鯛生スポーツセンターの３施設につきましては、本条例ではなく、使用料の後納に関する規定がございます別の条例で規定をされています。
-----------------	---

教 育 長 木 下 委 員	私から以上でございます。 ただいま説明のありました議案第57号につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。
木 下 委 員	施設予約システムの導入につきましては、利用者の方が窓口等に行く必要がなく、利便性の向上に繋がるものと思っております。今後は公民館の会議室等の利用についてもこのシステムが導入されればと思っているところです。 お尋ねですけれども、後納を認める特別な理由については、施設予約システムを利用する場合となっておりますけれども、その他に特別な理由で認められる要件等があれば教えていただきたいと思います。
スポーツ振興課長	現状では、このシステムを利用する場合にはどうしても許可よりも後の入金となってしまいますので、まずはそのことを想定しております。それから、仮に遠方から利用したい旨の予約等があった場合、利用当日まで現地に来ることがないことも想定されますので、そういった部分も内容としては想定しているところでございます。
木 下 委 員	それからもう1点、後納の使用料金の支払方法ですけれども、納付依頼書等による支払になるのでしょうか。
スポーツ振興課長	通常通り窓口での手続を行った場合は、その場で納付書を発行いたします。施設予約システムを利用する場合は、現金での納付書を発行しての入金若しくはキャッシュレス決済、バーコード決済ですとか、クレジットカード決済に対応する仕組みとなっております。
荒 川 委 員	質問と確認ですけれど、オンラインと窓口、今後も両方とも行っていくのでしょうか。 それから質問ですけれども、例えばアオーゼやパトリアなどは、予約は1年前とか決まっていますね。スポーツ施設を私は使ったことがないので分からないのですが、予約に関しては、例えば半年前とか1年前とかいう条件が同じなのかどうかお聞きしたいです。それとキャンセルになった場合もオンラインで返金という扱いもできるのかどうかを聞きたいです。

スポーツ振興課長	まず、手続につきましては、完全移行ではなしに従来通り窓口での手続も可能ですし、オンラインを利用した予約も可能となっております。 それからオンライン上でのキャンセルは可能です。仮に利用料金を支払った後でも、返金できる仕組みになっております。 １年前から予約をとという部分につきましては、スポーツ施設は行政機関が使う場合などは先に予約で埋める必要がありますので、市の行事などは早めに聞いて予約する場合がございます。 通常のお客様は、現段階では今回の施設予約システムでも１か月前から予約ができるような仕組みになっております。
佐々木委員	もし、各種大会がスポーツ施設で予定された場合はどうするのでしょうか。１か月以上前に大会が決まれば早めに予約できるということでしょうか。
スポーツ振興課長	スポーツに関する協会など、そういった団体の利用は個人の利用に優先します。大会等は当然１か月以上前から決まると考えられますので、すぐに施設に連絡をしていただき予約するということになると考えております。
教 育 長	今の発言は、施設に事前連絡をすれば何か特別な対応があるというふうにも聞こえるのですけれど、それでよろしいですか。
スポーツ振興課長	個人利用ではない大会などについては、１か月以上前でも事前に連絡をいただければ、会場の予約は我々職員もできますし、指定管理者施設の窓口でも対応できます。
教 育 長	つまり、仮押さえが可能と考えていいのですか。
スポーツ振興課長	料金をいただくまでは仮押さえということになります。それはシステム上も可能です。
教 育 長	そのほかよろしいですか。 それでは、議案第５７号につきまして原案の通り可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） 議案第５７号 日田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案の通り可決されました。 続きまして、追加議案の議案第５８号についてお願いします。

教 育 総 務 課 長	本日お配りさせていただきました追加議案集の１ページをお願いいたします。 議案第５８号 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書についてでございます。内容につきましては、別冊２と書かれた冊子でご説明させていただきます。 別冊２の１ページをお開きください。 １ページに記載がございますように、本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき作成をするものでございまして、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。 続きまして７ページをお願いいたします。 中ほどに「審議の経過」として、報告書の作成から公表までの経緯を記載しております。 ８月の定例教育委員会で教育委員の皆様方に報告書の原案のご議決をいただきました。その際にいただいたご意見を踏まえ、一部修正を加えた後、９月３０日に外部評価員の先生方への説明会を開催いたしました。 説明会で外部評価員の先生方から個別に指摘のあった事項を含め、再度全体を通して見直しを行った後、外部評価員の先生方に評価意見をいただいたところでございます。 今後につきましては、本定例教育委員会においてご承認いただけましたら、１２月議会定例会、教育福祉委員会においてご報告するとともに、市のホームページで公表を行う予定でございます。 別冊２の６１ページから６６ページまでが外部評価員の先生からいただいた評価意見となっております。 最後の６７ページをお願いいたします。外部評価員の先生方からいただいた評価意見を受けて、私どもでまとめさせていただいたものでございます。 ３段落目にありますとおり、教育委員会の運営・活動につきましては、教育委員会開催前に行う教育委員による勉強会の実施は、教育委員自身による教育委員会の活性化と日田市教育行政の取組に対する強い意志が感じられる。また、総合教育会議も開催され、市長と教育委員会の意思疎通を図ろうとする姿勢が読み取れるとの評価をいただきました。 次の４段落目は、事務事業の管理及び執行についてでございます。学校教育の充実、社会教育の充実、文化芸術の振興の３分野全体において、コロナ禍の影響を脱して改善が進んでいるとの評価をいただきました。
--------------------	--

	その下の段落になりますが、評価方法につきましては量的評価から質的評価への転換や、複数指標の関連性を検討することの重要性等についてご指摘をいただいたところでございます。 目標値につきましても、指標分析して改善を進めるだけではなく、参考指標の設定や見直しについてもご意見をいただきました。 これらを踏まえまして、来年度は新たな日田市教育行政実施方針を評価するタイミングでありますことから、報告書の内容につきまして、更に整理検討を進めてまいりたいと考えております。 報告書の説明につきましては以上でございます。
教 育 長	ただいま説明がありました議案第58号につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。
山 崎 委 員	感想というかお願いになるのですが、評価員の先生方もおっしゃったかと思うのですが、この報告書を作成する事務局は大変だと思います。 私が担当させていただいた頃は、この評価報告書のページ数は2倍から3倍くらいあったと思います。読むことも結構大変でした。作成にはすごい労力を使われていると思います。ですから逆に言うと、もしかしたら評価疲れがあるのかもしれない。 私はもっとポイントを絞って、もっと簡潔にして、決していい加減な評価をするという訳ではなく、今の報告書は大変よくできていて決して悪いという訳ではなく、いい意味でもう少し簡略化できるところは簡略化して、事務局の労力をもう少し減らして、本当に評価すべき点、何を評価するのか、来年度からちょうど変わりますので、それを1つの契機として、もっとポイントを絞って評価したらいいのではないかと。お願いというか1つの意見として聞いていただければと思います。
教 育 総 務 課 長	ご意見大変ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、以前はもっと細かく分析をして、かなり分厚い報告書だったものを今は少し整理したところでございます。 先ほど申しましたように、次回は新しい評価の始まりの年にもなりますので、来年度は先ほどのご意見を踏まえて作成させていただきたいと思います。
教 育 長	各委員の方からもいろいろなお気づきの点を出していただきながら整理していきたいと思います。

教 育 総 務 課 長	そのほかよろしいでしょうか。 では、評価員の皆様からいただいたご意見を各課で踏まえて対応してまいりたいと考えます。 それでは、議案第５８号につきまして原案の通り可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） 議案第５８号 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書については可決されました。 次に協議事項についてです。まず、協議事項Ⅰ 教育長職務代理者の指名について説明をお願いいたします。 議案集の１８ページをお願いいたします。協議事項Ⅰ 教育長職務代理者の指名についてでございます。 教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第２項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うこととされております。 職務代理者の任期につきましては、教育長が別の職務代理者を指名するまで、又は教育長が新たに任命され、その教育長が新たに職務代理を指名するまでの期間となりますので、新たな指名がない限り継続して職務を担っていただくこととなります。 現在の教育長職務代理者であります木下委員におかれましては、令和３年１０月から約３年間、職務代理者を務めていただいておりますことから、改めて教育長職務代理者の指名を行うものでございます。 教育長の職務を代理することにつきましては、具体的には教育委員会会議の議事進行や対外的な行事の参加、そして事務執行についても大事な職務となります。 ただし、非常勤であります教育委員が日常的に事務執行を行うことは困難なことが予想されますため、職務代理者が行う職務のうち具体的な事務執行等については、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して行うことが困難な場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第４項に基づき、教育委員会の事務局職員に委任できるという規定がございますので、職務代理者の申し出により、具体的な事務の執行については教育次長に委任するということとなります。 それでは、江嶋教育長から教育長職務代理者の指名をお願いいたします。 事務局より説明がありました職務代理者の指名を行いたいと思
教 育 長	事務局より説明がありました職務代理者の指名を行いたいと思

古 田 委 員	います。 私としては、教育委員としての実績やご経験から古田委員を指名させていただきたいと考えておりますが、古田委員、いかがでしょうか。
教 育 長	よろしくお願いします。 ありがとうございます。それでは、古田委員を職務代理者として指名させていただきます。 では、古田委員から就任にあたりまして一言ごあいさつをいただけますでしょうか。
古 田 委 員	大変な重責だと思っています。しっかり励みたいと思いますので、よろしくお願いします。
教 育 長	よろしくお願いいたします。 では、次に協議事項２ 日田市総合計画審議会委員の推薦について説明をお願いします。
教 育 総 務 課 長	議案集の１９ページをお願いいたします。 協議事項２ 日田市総合計画審議会委員の推薦についてでございます。 現委員であります諫本委員が教育委員を退任されたことから、後任の委員を推薦するものでございます。 １９ページに根拠条例を掲載しておりますけれども、第３条に規定していますとおり、総合計画審議会は、日田市総合計画の策定及び日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関し、必要な事項について市長の諮問に応じ、審議、答申を行うために設置するものでございます。 任期につきましては、日田市総合計画審議会条例第５条第２項に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和７年９月２９日までとなります。 ２０ページに現在の委員名簿を掲載しております。 教育委員会から１名の推薦でございますので、諫本憲司委員の後任の推薦についてご協議をお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明のとおり、日田市総合計画審議会委員につきまして、諫本前教育委員の後任を推薦する必要がございますが、皆様方でどなたかご推薦いただければと思います。

木下委員	いかがでしょうか。 事前に教育委員で協議をしました結果、当審議会委員には、山崎委員をご推挙いたします。
教育長	山崎委員の推薦の声がありました。山崎委員、いかがでございましょうか。
山崎委員	よろしくお願いします。
教育長	ご了承いただきましたので、山崎委員を推薦したいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、事務局の方で推薦の手続をお願いします。 次に、報告第21号について説明をお願いします。
事務局	議案集の21ページをお願いいたします。 報告第21号 令和6年10月期寄附採納についてでございます。 まず、地区寄附の採納が2団体、1名の3件でございまして、1件目が、大明小中学校育友会様から大明小中学校へ、充電式小型冷蔵冷凍庫2台、11万3,400円相当のご寄附をいただいております。充電式で移動可能なもので、児童生徒の熱中症対策に役立てて欲しいということでご寄附いただいたものでございます。 2件目は、三芳小学校育友会様から三芳小学校へ、一輪車10台、22万4,950円相当のご寄附をいただいております。児童の体力向上に役立てて欲しいということでございます。 3件目が、吹上町の永瀬理恵様から光岡小学校へ、20万円のご寄附をいただいております。図書購入費として児童用図書の充実に使って欲しいということでご寄附いただいたものでございます。 次に、一般寄附の採納が1団体1件でございまして、株式会社九州コクボ様から市内の小・中学校へ、ロックアイスマイボトル180グラムを1万6,224袋、129万7,920円相当をご寄附いただいております。 ロックアイスマイボトルは、水筒に直接入れることができる袋入りの小粒タイプの氷で、児童生徒の熱中症予防を目的に6月3日から10月11日までの間、配布いただいたものでございます。なお、九州コクボ様からは令和2年より継続してご寄附をい

教 育 長	ただいております。 １０月につきましては、以上４件、金額は２０万円、物品相当額が１６３万６,２７０円、合計１８３万６,２７０円のご寄附をただいております。 報告第２１号につきましては以上でございます。
教 育 総 務 課 長	ただいまの報告につきまして、何かご質疑等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 ご寄附を大変ありがとうございます。 報告につきましては以上となります。 その他についてお願いします。
教 育 長	次回の定例教育委員会の日程についてでございます。 １２月定例教育委員会は、１２月２０日金曜日、１３時から勉強会、１５時から定例教育委員会をお願いしたいと思います。 １２月定例教育委員会の日程は、ただいま説明のとおり、１２月２０日金曜日ということでございますがよろしいでしょうか。 （「はい」と呼ぶ者あり） それではそのようにお願いいたします。 その他、何かございませんでしょうか。 ご意見がなければ、以上で１１月定例教育委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。 終了時刻：午後４時２９分